

秋田県告示第207号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人の登録事項を変更したので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

- 1 支援業務の種別  
変更前 同法第62条第1号から第3号及び第6号の業務  
変更後 同法第62条第1号から第4号及び第6号の業務
- 2 支援法人の名称又は商号  
NPO法人セーフティネット秋田つなぎ隊
- 3 主たる事務所の名称及び所在地  
名称 NPO法人セーフティネット秋田つなぎ隊  
所在地 秋田市大町二丁目5番1号きららアーバンパレス1階